

## 事務所概要

事務所名	いしだ経営法務 Ishida Management & Law
創業	平成15年(2003年)1月
代表者	石田 友彦 行政書士(入国管理局申請取次者) ファイナンシャルプランナー
所属	日本行政書士連合会・大阪府行政書士会 日本ファイナンシャルプランナーズ協会会員(AFP) NPO法人ジャパン・リーガル・パートナーズ理事
提携士業	弁護士・司法書士・税理士・社会保険労務士ほか
提携先	株式会社アイソシア 株式会社日本医学臨床検査研究所

## 代表者ご挨拶

私どもは、主に、官庁への許認可手続き、権利義務や事実証明に関する書類の作成、その他事務手続きの代行を行っておりますが、単に「書類をつくる」「手続きをする」という範囲にとどまらず、個人的なお悩みから事業運営に関するご相談まで幅広く対応できるよう、日々研鑽に努めています。

事業形態や規模に関わらず、皆様の「よろず相談窓口」としてぜひご活用ください。



**石田 友彦**  
Tomohiko ISHIDA



地下鉄谷町線 天満橋駅4番出口 徒歩1分  
京阪電車 天満橋駅東口 徒歩4分  
谷町筋沿いストックビル天満橋6F、エレベーター降りて左奥

## いしだ経営法務

〒540-0012  
大阪市中央区谷町1-5-7 ストックビル天満橋6F  
TEL: 06-4793-0061 FAX: 06-4793-0062  
<http://daikou-office.com>  
E-mail: [mail@daikou-office.com](mailto:mail@daikou-office.com)

営業時間: 月～金曜日 9:00～17:00  
休業日: 土・日・祝、年末年始、夏期休暇  
営業時間外の対応についてはお問い合わせ下さい。



## 事務所案内

## いしだ経営法務

法人設立・許認可(化粧品・医療機器・酒類販売・入管)



# 面倒な手続きは専門家に任せて、 あなたのやるべきことをやる！

人々の健康と安全を守るため、または取引の安全を確保するために、日本には様々な規制があります。事業を始めるにあたって、予め許可が必要となるケースが多いものです。手続きの多くは申請者ご自身でも可能なものではありませんが、その種類は千差万別で、中には簡単な届出から、多くの添付書類が求められる面倒な許可申請まであります。

「自分でやろうとしたがとて面倒でやってられない。こんなことなら初めからプロに頼んでおいたら良かった・・・」ご依頼者の方からよくお聞きするお言葉です。事業者様の代わりが務まる方はいません。事業者様ご自身でしかできない活動に専念して頂き、少しでも事業のスタートを円滑に進めてほしいというのが、弊所の願いです。



弊所では、事業スタート前からのご相談から、各種許可・届出、事業開始後の各種代行も承っております。

必要に応じて、弁護士や税理士、社会保険労務士などの士業の他、WEB制作、デザイン、広告チラシなどの各種専門家のご紹介まで承っております。お気軽にご相談ください。

<http://daikou-office.com>

## 主な取り扱い業務

### 会社設立・各種法人設立



#### 株式会社設立・合同会社設立 NPO法人設立・LLP設立

<http://kaisha-tsukuru.com>

株式会社・合同会社等の会社設立、LLP(有限責任事業組合)・NPO法人等の各種法人設立に関する書類作成、電子定款の作成を行います。創業の準備段階の様々なご相談にも応じております。また、設立後の各種関係省庁への手続きをお手伝いいたします。

### 許認可

業種によって必要な許可・免許・登録などの手続きを代行します。許可等の要否調査から、要件充足に向けた準備や対策についてもご相談いただけます。許認可後の各種手続きや書類作成もいたします。



#### 化粧品の許可(薬事法)

<http://cosme-kyoka.com>

化粧品や医薬部外品の製造や製造販売、外国から輸入して日本で流通させるには許可が必要です。許可に必要な体制作りのご相談から、申請手続きの代行までを行っています。



#### 医療機器の許可(薬事法)

<http://iryokiki-kyoka.com>

医療機器の製造や製造販売、外国製品の輸入販売、また販売や賃貸にも許可や届出が必要です。体制作りのご相談から申請手続きまで承ります。

### 各種文書作成

**各種契約書** 売買契約書／請負契約書／業務提携契約書／賃貸契約書等

**社内規程** 就業規則／旅費規程／役員報酬規程／介護休業規程等

**権利関係事実証明** 各種協議書・合意書／念書／内容証明等

文書により、「必ず記載しておかなければ効力が認められないこと」、「記載しておけば効力が認められること」や「記載することで効力が否定されること」があります。弊所では、どんな文書を取り交わしておけばいいのかというご相談から、各種書類の作成まで承っております。御社の体制づくりのため、また御社をトラブルから守るためにぜひご活用ください。



#### 建設業の許可(建設業法)

<http://kensetsu-kyoka.com>

建設業の新規許可・更新手続きをはじめ、決算変更届や経営事項審査の申請、経営状況分析の申請等の代行もいたします。要件充足に向けてのご相談にも応じます。



#### 酒類販売業免許(酒税法)

<http://sake-menkyo.com>

酒類の小売業・通信販売業、卸業に必要な免許の申請を代行いたします。また、免許後に毎年必要になる事業報告書の作成も承ります。

### 入管手続き・帰化申請



#### 在留資格認定／ビザの変更・更新／外国人の雇用・外国人の起業／永住許可／帰化申請

<http://visa-immi.com>

申請取次の資格をもつ行政書士は外国人本人に代わって入管に関する申請書を提出することが可能です。日本への外国人の呼び寄せ、日本での外国人雇用、外国人の日本永住・帰化などの各種申請手続きを行っています。また投資・経営ビザについては、事業計画や会社設立に関するご相談にも応じます。

